

◎新潟県企業局訓令第1号

局 本 庁
事 業 所

新潟県企業局企業職員の安全衛生管理組織等を定める規程（昭和52年6月新潟県企業局訓令第6号）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から実施する。

令和8年3月31日

新潟県企業管理者 大 田 正 信

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
(作業主任者) 第10条 <u>局本庁及び事業所に</u> 法第14条の規定による 作業主任者を置く。 2・3 (略)	(作業主任者) 第10条 <u>新潟工業用水道事務所及び上越利水事務所</u> に法第14条の規定による作業主任者を置く。 2・3 (略)